

## 市道の構造の基準について

関係法律	道路法第30条
法律の内容	これまで全国一律に制定されていた市道の構造の技術的基準のうち、政令で定めるもののほかは、政令で定める基準を参酌して、市道の道路管理者である地方公共団体の条例で定めるものとされました。
国の基準令	道路構造令
独自基準の制定	市において検討した結果、現在まで国の基準により適切に整備及び管理しているため国の定める基準の内容を条例基準として決めました。 国の基準の中でも、「第2種道路」と「積雪地域の防護施設」については、小城市が対象地域ではないと思われるため、今回、市の定める基準には、定めていません。
用語の説明	第2種道路とは都市部の高速自動車国道及び自動車専用道路になります。
条例施行予定日	平成25年4月1日
担当	建設課 63-8825